

山梨県岩石採取計画認可事務取扱要綱

	昭和54年	3月9日	商	第	3-18号
(改)	昭和56年	3月4日	森土	第	2-28号
(改)	平成2年	3月12日	森土	第	3-11号
(改)	平成13年	7月4日	森整7	第	6-5号
(改)	平成15年	4月1日	森整6	第	5-13号
(改)	平成18年	7月1日	森整	第	538号
(改)	平成20年	3月17日	森整	第	1939号
(改)	平成28年	3月25日	森整	第	1903号

(目的)

第1条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）の施行による岩石採取計画の認可に関する取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認可の対象)

第2条 法第33条の規定による採取計画の認可を受けることができる採石業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 原則として、岩石の採取に関し自主保安の確立を目的として設立された採石業者の法人化された団体又はその構成員で災害復旧、跡地整理（緑化修景を含む。以下同じ。）等に関し当該団体の連帯保証を受けている者
- (2) 岩石の採取業務を開始するにあたり、災害等の防止計画が完全であるとともに、災害復旧、跡地整理等の能力を有する者であり、かつ、保証能力が十分であると認められる採石業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証を受けている者

(認可申請書及び添付書類)

第3条 法第33条の3の規定により提出する認可申請書及び添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 採取計画認可申請書（様式1号）
- (2) 土地使用目録（様式2号）
- (3) 位置図

岩石採取場（破碎洗浄施設の場合を含む、以下同じ。）の位置を示す地図は、縮尺5万分の1とし、所在地及び運搬経路を朱記するものとする。

- (4) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面

岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面には、次の事項を表示するものとする。

ア 切羽の位置

イ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキ処理土（以下「廃土石等」という）のたい積場の位置及び採取跡の埋戻し又はたい積を行う場所

ウ 災害防止施設の設置場所及び岩石採取場内の車両、重機類の通路

エ 破砕洗浄施設のある場合は、機械、沈殿池又は汚濁水処理施設等の設置場所
オ 岩石採取場の周辺300メートル程度の範囲内に存する河川、道路、鉄道、
送電線、鉄塔その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物及び農業・林業
用施設等の位置並びにそれぞれの距離

カ 産業廃棄物中間処分場が併設されている場合は、その設置場所

(5) 実測平面図

ア 採取場の実測平面は、縮尺500分の1から1,000分の1の地形図とし、
縦断測量の測点と水準杭の位置及び高さを記入するものとする。

イ 採取場が他の土地と隣接するときは、その境界を明示するものとする。

ウ 継続して認可を受けようとする採取場にあつてはその経緯を明確に図示するものとする。

(6) 実測縦横断面図

実測縦横断面図は、縮尺100分の1から1,000分の1とし、形状に応じて
作図し、現地盤面、計画地盤面及び年次ごとの採取順序を記入するものとする。

(7) 登録を証する書面

法第32条の登録を受けていることを示す書面は、経済産業局長又は都道府県知事
の登録済通知書の写しとする。

(8) 監督計画等

規則第8条の15第2項第6号に定める事務所の所在地及び採取場の監督計画に
関する書面は監督計画書(様式3号)によるものとする。

(9) 採取に関する権原を証する書面

規則第8条の15第2項第7号の定める岩石の採取を行うことについて権原を有
すること、又は権原を取得する見込みが確実であることを示す書面は、次のものと
する。

ア 自己の所有する土地又は採石権が設定してある土地で岩石の採取を行おうとす
るときは、当該土地に係る登記事項証明書又は登記簿の謄本

ただし、所有権移転登記又は採石権設定登記が未了の場合は、当該土地の権原
を取得したことが、確実であることを証する書面及び登記事項証明書又は登記簿の
謄本

イ 採石権以外の権原をもって他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当
該土地において岩石採取をする旨を内容とした土地所有権者、その他土地に関し
第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書又は同意書等の写し
及び登記事項証明書又は登記簿の謄本

なお、土地の所有者が2人以上で、契約の締結にあたり代表者が契約を行って
いる場合にあつてはそれぞれの土地所有権者が、当該土地の契約に関し一切の権
限を代表者に委任したことを証する書面を付するものとする。

(10) 関係法令の処分に関する書面

規則第8条の15第2項第8号による岩石の採取に係る行為に関し他の行政庁の
処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面は、次のものとす
る。

ア 処分を受けていることを示す書面は、許可、認可その他の処分を行った行政庁が発した証明書又は許可書等の写し

イ 処分を受ける見込みに関する書面は、他の行政庁に提出した当該処分を受けるための申請書等の写し

(11) 搬出計画に関する書面

規則第8条の15第2項第9号による岩石の搬出に関する方法及び経路等を示す書面は、本条第1号に定める採取計画認可申請書の様式において定めるところによるものとする。

(12) 資金計画の書面

規則第8条の15第2項第10号による採取跡における災害の防止のための資金計画の書面は、様式4号において定めるところによるものとする。

(13) その他の参考図面又は書面

規則第8条の15第2項第11号による参考となる事項を記載した図面又は書面は、次のとおりとする。

ア 新たに岩石採取場の認可を申請する場合は、岩石の種類、賦存状況について調査した書面

イ 公図の写しに採取計画区域を朱線で囲み、地番ごとに所有権者名、地目を、また隣接地については地番、所有権者名、使用者名、地目等を明示したもの

ウ 岩石採取場に隣接する土地所有者及び土地使用者の境界確認書（様式5号）

エ 岩石採取場から300メートル（転石等の採取で採取後直ちに搬出する場合は50メートル）以内にある教育施設、社会福祉施設及び医療施設の長の同意書

オ 第2条第1号に該当する採石業者にあつては、当該団体の連帯保証書（様式6号）

カ 第2条第2号に該当する採石業者にあつては、過去3年間の決算書又は青色申告書等過去3年間の経営状況が確認できる書面及び保証能力が十分であると認められる採石業者又は県発注工事の入札参加資格を有する県内建設業者で知事が適当と認めた者2名の連帯保証書（様式7号）

キ 岩石採取工程表（様式8号）、及び破碎洗浄工程図

ク 岩石の採取に伴う災害防止施設等の計画に関する図面、廃土石等のたい積を行う場合は、安定計算結果に係る書面

ケ 認可期間終了時、岩石採取廃止時における岩石採取場跡地の措置計画及び緑化計画について記載した図書

コ 現況写真

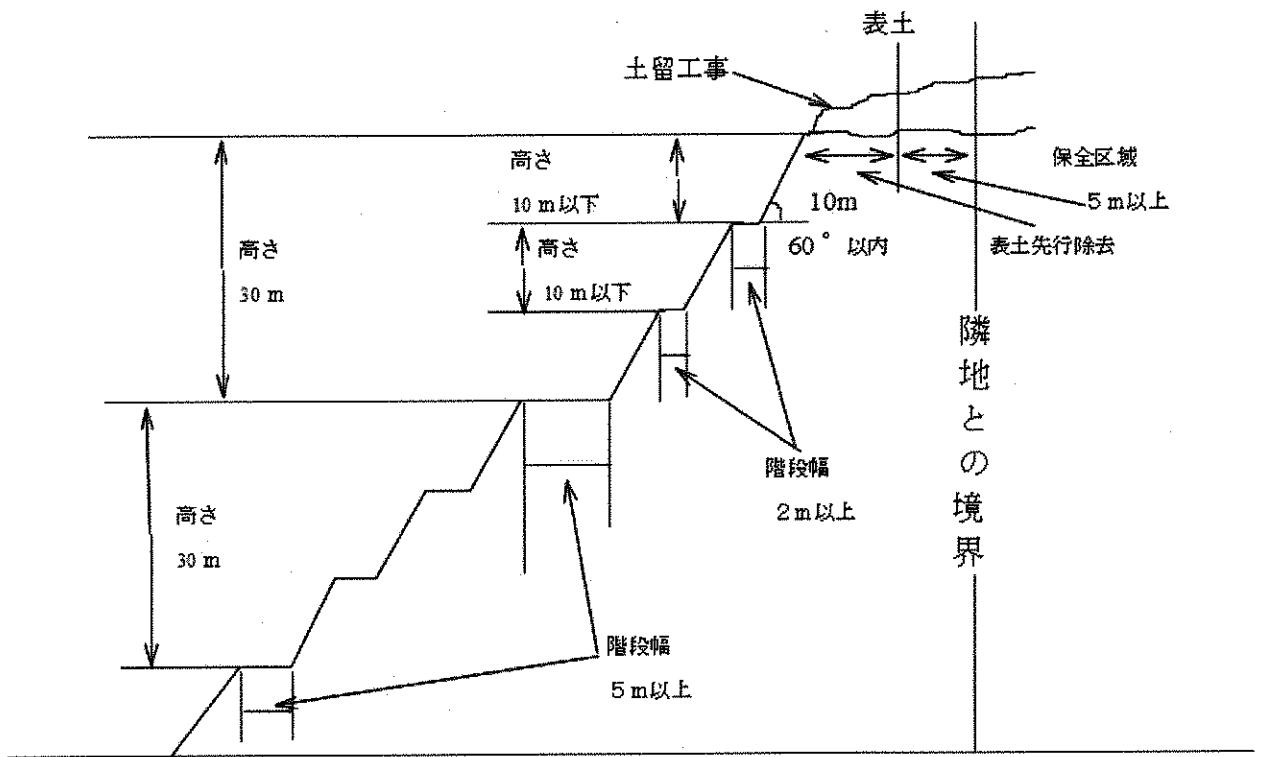
サ その他知事が必要と認めたもの

(採取計画認可基準)

第4条 採取計画の認可に関する基準は、法第33条の4及び採石技術指導基準書（平成15年版）によるほか、次のとおりとする。

(1) 認可する採取の期間は7年以内とする。ただし、当該期間の運用については、別に定める要領によることとする。

- (2) 平坦な場所からの採取は、原則として埋戻し計画があるもののみとし、掘削深はその都度知事が定めた深さとする。
- (3) 保全距離は、原則として隣接地境界から5メートル以上とするが、公共物件等に隣接する場合は、次のとおりとする。ただし、他法令で本条に定める距離以上の距離を定めている場合は、その定めによるものとする。
- ア 国道、県道、市町村道、広域農道、林道、法定河川、鉄道、鉄塔等及びその附属施設がある場合は、その境界から10メートル以上とする。
- イ その他知事が必要と認めた場合は、その都度定めた距離
- (4) 緑化については、次のとおりとするほか、「採石場における緑化に関する指針」に基づき、実施すること。
- ア 岩石採取場の緑化が必要と思われるところにあつては、原則として緑化すること。
- イ 採取中にあつても採取修了部分は、緑化を実施すること。
- ウ 緑化は、原則として認可期間中に行うこと。
- (5) 最終残壁は、岩質を考慮して、60度以内の安全な勾配とし、次のとおり階段を設けること。
- ただし、他法令により本条に定める基準以下の緩勾配で残壁の高さ、階段の幅を定めている場合は、その定めによるものとする。
- ア 残壁の高さ10メートル以下ごとに幅2メートル以上の階段を設けること。
- ただし、残壁の最も高い地点と最も低い地点との垂直距離が30メートルをこえるときは、高さ30メートルごとに設ける階段の幅は5メートル以上とする。



(変更認可の申請等)

第5条 認可採取計画を変更しようとするとき及び法第33条の9の規定による変更命令を受けたときは、法第33条の5の規定により変更の届出又は変更の認可を受けなければならない。

2 前項の変更認可に係る規則第8条の16の規定による採取計画の変更認可申請書(様式9号)に添付すべき書類は、変更に関わる事項について第3条の規定を準用する。

(採取計画の軽微な変更の届出)

第6条 法第33条の5第2項、規則第8条の16の2の規定による軽微な変更は、採取計画の軽微な変更届書(様式10号)により届け出るものとする。

2 前項の採取計画の軽微な変更届書に添付すべき書類等については、変更に関わる事項について第3条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第7条 法第33条の5第4項、規則第8条の17の規定による氏名等の変更の届出は、氏名等変更届書(様式11号)により届け出るものとする。

2 前項の氏名等変更届書に添付すべき書類等については、変更に関わる事項について規則第8条の4の規定を準用する。

(休止又は廃止の届出)

第8条 法第33条の10、規則第8条の18の規定による休止又は廃止の届出は、岩石採取休止・廃止届書(様式12号)により届け出るものとする。

- 2 前項の休止又は廃止の届書に添付すべき書類等については、岩石採取休止、廃止時における岩石採取場跡地の措置計画及び緑化計画について記載した図書、並びに現況写真とする。
- 3 前項の届出があった場合には、災害防止措置等が完了したことを現地確認し、受理するものとする。

(産業廃棄物中間処理施設との併用)

第9条 岩石採取認可を受けている採石事業区域内において、産業廃棄物中間処理施設を設置しようとする場合は、設置場所や破碎選別施設等の併用方法について事前に協議するとともに、産業廃棄物中間処理施設等に係る報告書(様式13号)を提出しなければならない。

- 2 前項報告書には、産業廃棄物処理施設に関する事前協議書、産業廃棄物処分業許可書写し、処理工程が確認できる工場平面図等を添付するものとする。
- 3 併用の主体は採取計画の認可を受けた者(同一事業者)とする。
- 4 産業廃棄物中間処理に用いる原材料及び製品置き場は、占用区域としその他の区域と明確に分けて設置することとする。
- 5 破碎選別施設の稼働については、廃棄物破碎と岩石破碎の時間帯を、それぞれ曜日又は時間ごとに定め、明確に区分することとする。

(認可申請書等の提出期限)

第10条 法第33条の規定による採取計画認可の申請又は法第33条の5第1項の規定による変更認可の申請を行う者は、原則として当該採取業務及び変更業務に着手しようとする計画日、行政手続法(平成5年法律第88号。)及び山梨県行政手続条例(平成7年山梨県条例第46号。)に基づく標準処理期間を踏まえ、申請書を提出しなければならない。

- 2 法第33条の5第2項の規定による軽微な変更を行う者は、原則として当該変更業務を行う計画日30日前までに届書を提出しなければならない。
- 3 法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出を行う者は、遅滞なく届書を提出しなければならない。
- 4 法第33条の10の規定による休止又は廃止の届出を行う者は、当該採石場の災害防止措置完了後、遅滞なく届書を提出しなければならない。
- 5 第9条に規定する産業廃棄物中間処理施設等に係る報告を行う者は、産業廃棄物処分業許可後、速やかに報告書を提出しなければならない。

(認可申請書の提出部数)

第11条 法第33条の規定による採取計画認可の申請書又は法第33条の5第1項の規定による変更認可の申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

ただし、岩石採取場が2以上の市町村にまたがるときは、正本1通及び当該岩石採取場の所在する市町村の数に1通を加えた数の副本とする。

- 2 法第33条の5第2項の規定による採取計画の軽微な変更届書、法第33条の5第4項の規定による氏名等変更の届書、法第33条の10の規定による岩石採取休止・廃止届書、第9条の規定による産業廃棄物中間処理施設等に係る報告書の提出部数は、正本1通、副本1通とする。

(報告及び検査)

第12条 法第42条の規定によるほか常に業務の実態を把握し、災害等を未然に防止するため、次に掲げる場合は報告書を徴するとともに、原則として立入検査を行うものとする。

- (1) 岩石採取計画の採取期間が、3年以上7年以内の認可の場合（採取期間の変更認可で1年をこえる場合を含む）、認可を受けた日から1年を経過するごとに、それぞれの経過の日から起算して10日以内に認可採取場中間報告書（様式14号）を提出するものとする。

ただし、すでに採取が終了し廃止届が提出されている場合又は認可採取期間終了後引き続き採取計画認可申請書が提出されている場合を除く。

- (2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
2 この要綱の施行前に採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、当該採取計画の認可期間が満了するまでなお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年 7月 4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 3月17日から施行する。
2 この要綱施行前に預託制度により採取計画の認可を受けているもの又は認可申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

採取計画認可申請書

(採石法施行規則第8条の15による書類)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 住 所

(氏名または名称
及び法人にあつ
ては代表者氏名)

電話番号

登録年月日

登録番号

印

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

岩石採取計画認可手数料（山梨県収入証紙）貼付台紙

割印

山梨県収入証紙

消印を押してはならない。

申請者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

割印

様式1号

1 岩石採取場の区域

(1) 所在地	市 町 字 外 筆 郡 村						
(2) 面積	採取場全面積		m2			採掘面積	m2
						その他	m2
	採掘面積	1年目採掘面積	2年目採掘面積	3年目採掘面積	4年目採掘面積	5年目採掘面積	
		m2	m2	m2	m2	m2	m2
	6年目採掘面積	7年目採掘面積					
	m2	m2					
(3) 筆別明細	別紙「土地使用目録」のとおり。						

2 採取する岩石の種類及び数量

採取する岩石の種類	1年目採取量	2年目採取量	3年目採取量	4年目採取量	5年目採取量
	m3	m3	m3	m3	m3
	トン	トン	トン	トン	トン
	6年目採取量	7年目採取量			
	m3	m3			
	トン	トン			

3 採取の期間 認可の日から 年間

4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 岩石の採掘

① 採取方法

	採取の具体的工法
(イ) 露天掘り	
(ロ) 坑内掘り	

様式1号

② 採掘手段 手掘り・機械掘り

採掘使用機械

名 称	能 力	台 数
	m3/時間	台
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃

③ 火薬類

イ 使用の有無 有・無

火薬の名称	使用予定量							
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

ロ 小割発破の有無 有・無

(2) 岩石の破碎選別

- ① 破碎選別方法 手選・機械
 ② 施設設置箇所（別紙使用土地目録のとおり）
 ③ 使用機械

名 称	形 式・能 力	台 数
		台
		〃
		〃
		〃
		〃
		〃

(3) 岩石の洗浄 水洗の有無 有・無

洗浄水の取水	取水の場所	(イ)地下水、(ロ)河川水、(ハ)その他()
	1日の取水量	m3/日

(4) 岩石の運搬

場内運搬機械

原石、製品 および廃土 廃石運搬に 用いる機械	名 称	能 力	台 数
		m3/時間	台
		〃	〃
		〃	〃
		〃	〃

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 予想される災害の様態及び範囲、並びに災害防止のためにとる措置

① 岩石の採掘	<p>予想される災害</p> <p>(土地の崩壊、亀裂又は陥没、土砂の流出、転落石等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(階段掘り採掘法の採用、仮残壁の小段の高さ及び幅並びに適正こう配、転落石防止施設の設置、天盤の厚さ、支柱又は残柱の設置等を記載)</p>	
② 発破	<p>予想される災害</p> <p>(飛石、粉じんの飛散、騒音、振動等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(飛石危険区域の設定、せん孔方向及び装薬量の適正化等を記載)</p>	
③ 岩石の破碎選別	<p>予想される災害</p> <p>(粉じんの飛散、騒音、振動等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(集じん装置の設置、散水装置の設置、防音装置の設置、防振装置の設置等を記載)</p>	

④ 岩石の洗浄等による汚濁水の処理	<p>予想される災害</p> <p>(汚濁水の流出等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(汚濁水処理施設の設置、沢水排水路の設置、山腹水路の設置、沈殿池の設置等を記載)</p>	
⑤ 脱水ケーキの処理	<p>予想される災害</p> <p>(脱水ケーキの流出等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(脱水ケーキの強度向上、サンドイッチ工法の採用等を記載)</p>	
⑥ 廃土又は廃石のたい積処理	<p>予想される災害</p> <p>(たい積場の崩壊、廃土又は廃石の流出、粉じんの飛散等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(安定計算の実施によるたい積場構造の適正化、排水施設の設置、土留施設の設置、散水施設の設置等を記載)</p>	
⑦ 採取跡	<p>予想される災害</p> <p>(土地の崩壊、土砂の流出、転落石、亀裂又は陥没等を記載)</p>	
	<p>災害が及ぼす範囲</p>	
	<p>災害防止のための措置</p> <p>(土留工事、最終残壁の小段の高さ及び幅並びに適正こう配、のり面保護工事、植栽、採取跡の充填、当該認可期間中の当該措置の工事量(面積等)等について記載)</p>	

(2) その他

① 標識の設置等 (平面図に図示)

認可標識設置場所	(イ) 出入口 (ロ) その他 ()
危険標識	箇所

② 除去した表土の処理方法

--

③ 降雨時の流水処理方法

設置する施設等	構造
(イ) 排水溝 (ハ) 沈殿池	別紙
(ロ) 築堤 (ニ) その他	

④ 汚濁水の処理方法

方式		(イ)循環、(ロ)その他 ()
沈 殿 池	構造	(イ)掘込式、(ロ)築堤式、(ハ) その他 ()
	容量	m ³
	防護柵	長さ m 高さ m (標準図添付)
	隣地との距離	境界までの最短 m
	薬品添加	品名 1 m ³ 当たりの数量
	使用後の処理	(イ)次期計画に使用 (ロ)その他 ()

⑤ 浚渫土の処理方法

浚渫土置場	m ² (平面図に図示)
乾燥の期間	日以上
流出防止施設の構造	

⑥ 脱水ケーキの処理方法

処理方法	
たい積場の位置	
一時たい積の方法	
流出防止施設の構造	
廃棄物最終処分場での処理状況	

6 岩石の賦存の状況

--

7 採取する岩石の用途

--

8 廃土又は廃石のたい積の方法

たい積場の位置	
安定計算結果に基づきたい積の方法	

9 搬出工程

(1) 搬出方法等

岩石搬出の主体	運搬車の種類	能力	1日当たりの搬出延べ台数	1日当たりの搬出量
(イ)申請者自身				
(ロ)請負又は委託				
(ハ)現地売却				
岩石搬出路を記載した図面	別紙			

(2) 製品置場

位 置	平面図に図示
水切り時間	時間以上

(3) その他

	(イ) 有刺鉄線柵	(ロ) 板トタン塀	(ハ) その他
周囲外柵	延長 m 高さ m 段張	延長 m 高さ m	

土 地 使 用 目 録

使用目的	字	地 番	地 目	地 積 (平方メートル)	所有権者 氏 名		※ 登記 事項 証明書等	※ 契 約 書	※ 許 認 可 書 等	※ そ の 他

(注) 1 ※印欄は記入しないこと。
2 字地番は使用目的別に記入するものとし、順序は原則として事務所、工事敷地、掘削区域、表土廃土石置き場等とする。

岩石採取監督計画書

事業所名

事業所の所在地

責任者氏名

業務管理者氏名

業務管理者は、認可採取計画を遵守し次の事項を監督いたします。

1

2

3

4

5

(注) 1以下監督計画内容を記入する。

採取跡災害防止資金計画書

1 採取跡における災害の防止のための工事費用

	工事単価	工事量	工事費用
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
	千円 ×	=	万円
合 計	千円 ×	=	万円

2 必要資金確保の計画

自己資金（銀行預金等）	万円
借入金	万円
採石災害防止準備金制度による積立金	万円
	万円
	万円
合 計	万円

(注1) 1については、ベンチ法面保護工事、ベンチ植栽、採取跡の充填、排水溝敷設等、採取計画に定められている工事について積算すること。

なお、単価については採石災害防止準備金制度の工種別単価を参考とする。

(注2) 2については、1について必要な資金の確保の方法について記載すること。

境 界 確 認 書

が、この認可申請に定められた採取計画に基づき別添「使用土地目録」中の掘削区域を採取するにあたり、私 所有 使用 の土地との境界を現場立会のうえ確認いたしました。

平成 年 月 日

隣接土地所有者

住所

氏名

印

所有地番

[]

隣接土地使用者

住所

氏名

印

使用地番

[]

- (注)
- 1 文頭には申請者の氏名又は名称を記入する。
 - 2 土地所有者と土地使用者が違う場合は土地使用者の確認も受けること。

保 証 書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、次の事項について連帯して履行することを保証します。

- 1 採石法第33条の8の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務に関わること。
- 2 採石法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関わること。
- 3 採石法第33条の13第1項及び第2項の規定による緊急措置命令等に関わること。
- 4 採石法第33条の17の規定による災害防止命令に関わること。

山梨県知事

殿

平成 年 月 日

連帯保証人

住所

（法人にあつては、名称代表者名）

氏名

印

（注） 1. 文頭には申請者の氏名又は名称を記入する。

保 証 書

が、この認可申請書に定められた採取計画に基づき操業するにあたり、次の事項について連帯して履行することを保証します。

- 1 採石法第33条の8の規定による認可採取計画（認可条件を含む。）の遵守義務に関わること。
- 2 採石法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令に関わること。
- 3 採石法第33条の13第1項及び第2項の規定による緊急措置命令等に関わること。
- 4 採石法第33条の17の規定による災害防止命令に関わること。

山梨県知事

殿

平成 年 月 日

連帯保証人

住所

（法人にあつては、名称代表者名）

氏名

印

連帯保証人

住所

（法人にあつては、名称代表者名）

氏名

印

（注）

1. 文頭には申請者の氏名又は名称を記入する。
2. 連帯保証人の印鑑証明を添付すること。
3. 連帯保証人の事業経歴書（関係する事業を継続して3年以上営んだ実績を示す書面）を添付すること。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 収入証紙貼付欄 (消印を押しては ならない。) </div>	採取計画の変更認可 申 請 書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">×整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×審査結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×受理年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>×認可番号</td> <td></td> </tr> </table>	×整理番号		×審査結果		×受理年月日	年 月 日	×認可番号	
×整理番号										
×審査結果										
×受理年月日	年 月 日									
×認可番号										
平成 年 月 日										
山梨県知事 殿										
住 所										
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名										
登録年月日及び登録番号										
採石法第 33 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。										
1 採取計画の変更内容										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">従前の採取計画の内容</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 80px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			従前の採取計画の内容	変更の内容						
従前の採取計画の内容	変更の内容									
2 変更の理由										

(印)

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とするところ。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

採取計画の軽微な変更届書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第2項の規定に基づき、次のとおり採取計画の軽微な変更を届け出ます。

1 採取計画の軽微な変更内容

従前の内容	変更の内容

2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏 名 等 変 更 届 書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

採石法第 3 3 条の 5 第 4 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とするところ。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

岩石採取休止・廃止届書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名または名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
電 話 番 号

印

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日
（休止の場合にあつては、再開予定年月日）
- 3 当該岩石採取場の状況

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。
 - 4 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

産業廃棄物中間処理等に係る報告書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

印

平成 年 月 日付け山梨県指令森整 第 号で認可となった岩石採取場において、つぎのとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、産業廃棄物処理を行うこととなりましたので届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理の概要
- 2 産業廃棄物処理の工程
- 3 年間処理予定数量
- 4 処理機械稼働日又は時間 (砕石プラント併用の場合)
- 5 その他

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。
 - 3 処理の概要について、産業廃棄物処理施設に関する事前協議書及び産業廃棄物処分許可証の写しを添付すること。
 - 4 処理工程について、工程表のほか産業廃棄物一時置場、破碎処理場所、リサイクル材ストック場所等を記載した工場見取り図を添付すること。

認可採取場中間報告書

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所
氏 名



平成 年 月 日付け山梨県指令森整 第 号で認可を受けた次の採取場の状況を報告します。

- 1 認可場所 市(郡) 町(村) 番地
- 2 認可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採取の状況 別紙平面図 進捗状況写真のとおり
- 4 その他

- (注) 1 平面図、は認可採取計画(変更を含む)の図面へ現況線を記入し色分けすること。
2 進捗状況写真は、着手届又は前回中間報告に添付した写真と、現況写真を添付し対比により採取の進捗状況を明確にすること。
3 認可時の採取計画と進捗状況に著しい遅れが認められる場合は、その他の欄に、進捗状況と原因等を記載すること。